

侯野好治著

『律令財政と荷札木簡』

吉野 秋 二

本書は、奈良～平安時代前期を中心に、律令制期の国家財政の特質を追究し、あわせて、調・庸などの貢納物に付される荷札木簡について財政史的見地から考察したものである。

目次は次の通りである。

序にかえて

- 第一章 律令中央財政機構の特質について——保管官司と出納官司を中心に——
 - 第二章 律令中央財政の歴史的特質——経費論を中心に——
 - 第三章 大宰府財政機構論
 - 第四章 律令制下公田についての一考察
 - 第五章 青苗簿制度について
 - 第六章 木簡にみる八世紀の贄と調
 - 第七章 「軍布」記載木簡について
 - 第八章 調庸制と専当国郡司
 - 第九章 荷札木簡の機能についての覚書
- 以上の通り、本書は全九章からなるが、律令財政機構を考察した

第一章～第三章、荷札木簡とそれに関連する問題を考察した第六章～第九章、その他（第四章、第五章）に分類できる。以上の分類に従い、内容を紹介したい。

まず財政機構を考察した第一章～第三章について。

第一章は、律令中央財政機構を保管官司と出納官司に分別した上で、財源確保にあたる民部省・主計寮、出納監察にあたる中務省監物等の機能を考察したものの、中央財政機構の非独立性を強調する先行学説を批判する。また、予算との関係や、財源の性質により太政官符以外に種々の出給手続がとられること、それが物資保管方式を規制することを指摘する。つづく第二章は、まず、経費論の観点から、律令的経費を保管官司から支給される経費、それ以外から支給される経費に分別して全体的特質を概観する。その上で、七世紀後期～九世紀を対象に、律令的経費・財源保管体制の展開を、養老期までの成立期、以後寛平期までの変容期に二分して概観する。第三章は、大宰府の財政機構を、蔵司・税司・主厨司などの機能に着目して考察した論考。大宰府財政は中央財政、国衙財政の中間的性格を有するが、その内実を東北の鎮守府との相違も含め、軍事的性格に着目して論じる。

次に荷札木簡とそれに関連する問題を考察した第六章～第九章について。

第六章は、平城宮・京跡出土の「調」・「贄」木簡を集成した上で、「贄」の貢進国と「調」の貢進国を比較・検討し、贄と調雜物の同質性を主張した論考。つづく第七章は、藤原宮・平城宮出土の「軍布」の記載のある木簡を集成し、その実体を隱岐国からの海漂貢進木簡と見た上で、「軍布」なる語の成り立ちを推考す

る。

これに対し、第八章は、調庸専当国郡司制に関する法制史料、調庸墨書銘(調庸繩布)・荷札木簡を集成し考察した論考。「専当」と「主当」が同一概念・実態であること、調庸専当国郡司の主要任務が調庸物の品質管理にあったことなどを確認した上で、八・九世紀の制度の展開を論じる。第九章では、荷札木簡の機能に関して、今泉隆雄、東野治之、今津勝紀などの先行諸研究を紹介しながら検討した論考。調庸専当国郡司名が記載された荷札木簡などを根拠に勘検機能説(今泉説)を支持し、副次的に品質保証の機能も有した、と主張する。

最後に、第四章・第五章について。第四章は「公田」について、泉谷康夫・虎尾俊哉両説を批判的に検討しつつ考察したもの。

「公田」の本義を、「本来一定面積確保され、賃租によって生み出された地子を太政官に輸納した田地」と捉えた上で、口分田など他の田種が「公田」概念に包摂される時期やその意義について考察している。第五章は、青苗簿の機能を田租輸納予定額と免除額の把握に求め、九世紀中葉までの制度の推移について考察したものである。

以上、本書の内容を章別に紹介した。基本的に「序にかえて」と各章に付された著者自身の要約に沿って要約したつもりである。各章とも、課題、分析視角(方法)、結論が折り目正しく示され、分析材料(史料)の集成・整理も的確である。制度史研究の基本を忠実に実行した叙述スタイルで、全体を通じ論旨は明快である。本書の成果は多岐に及ぶが、評者が特に評価したいのは、以下の二点である。

第一は、日本の律令財政機構の歴史的特質を解明したことである。特に、中央の財政官司を保管官司と出納官司に分類し、中央財政における収納と出納の構造を明らかにしたこと、経費論の立場から出給官司の如何に着目して経費の性格を分類し、律令財政の展開を捉え直したことは、重要な成果といえる。

本書第一章・第二章の原論文は、一九八〇年代初頭に発表されたものだが、経費論などに関わる石上英一、柴原永遠男の提起を批判的に継承し、税制論中心であった律令財政史研究に新たな局面を切り開くものであった。律令制下の家産的財政機構を一般財政機構と対比して論じた古尾谷知浩『律令国家と天皇家産機構』(塙書房、二〇〇六年)など、著者の研究視角を継承した研究成果は少なくない。

第二は、荷札木簡、特に調、贄に関するそれを詳細に分析し、新見解を提示したことである。「軍布」荷札木簡の地域的特性を論じた第七章も貴重な成果だが、やはり、調雑物と贄の同質性を主張した第六章、荷札木簡の機能に関する論争に一石を投じた第九章が財政史研究全体との関係からいえば重要な成果といえる。

以上、本書の成果として二点を挙げたが、前者が関連分野の研究者の共通認識としてほぼ定着しているのに対し、後者に関しては、木簡の史料性格もあいまって、なお検討の余地が残されていると感じた。以下、著者の見解と対置する形で、筆者の見解を述べたい。

第六章で筆者は、①養老令賦役令調絹繩絶条規定の調雑物は、実際に贄と調に区分して貢進されたこと、②贄貢進国と調貢進国との間には一定の役割分担があったこと、③贄荷札と調荷札の多

くは同一遺構から共伴し、贅物と調物が同じ用途に消費された可能性が高いこと、④贅荷札にも調荷札と同様、貢進者名を記したものが見え、一部に「調贅」（御調御贅）と税目を記した荷札が存すること、などを確認する。贅と調との間に同質性が存在するとの指摘は、既に東野治之・樋口知志らによってなされていたが、^①著者はこの指摘を実証的に裏付けたわけである。

その上で著者は、一步踏み込み、「贅と調（雑物）が同一の実体で、調（雑物）は令上の法制用語、贅はその別称であると結論づけることも可能であるかもしれない」と述べる。この仮説に立てば、「贅の取取に関する律令規定が存在しないのは、調雑物に代表されて調絹繩条に規定されていたため」との単純明快な説明が成立するわけである。

もつとも著者は、一方で、贅の貢納方式の相違（贅戸系と服食系）、贅貢進国と調貢進国の相違に関する説明が準備できてないことを認め、上記の結論（仮説）を現時点では早計、と自己評価している。

本章の原論文の発表は一九九九年だが、その後二〇〇四年に、佐藤全敏が、著者の研究を前提に、『延喜式』等の贅規定を詳細に検討した論文を発表している。佐藤は、八世紀の贅を、a・贅・調雑物系の贅、b 毎月異味系の贅、c 雑供戸系の贅の三種に、九世紀の贅を、A 年料系の贅、B 旬料系の贅、C 贅戸系の贅、D 日次系の贅、E 節料系の贅の五種に分類した上で、a が A に、b が B に、c が C に対応し、木簡から知られる贅取制度は a に限定される（他の系統は荷札木簡を使用しない）、と主張する。つまり佐藤は、著者が今後の課題とした部分を追究し、著者の研究を、

A 年料系の贅（全国三〇ヶ国から年に一度ないし二度、三度貢進されるもの）の原型を解明したものと位置づけたわけである。両者の研究によって、百家争鳴の憾があった贅研究は、全体像の復原に大きく前進したと言える。しなしながら、評者には、なお検討の余地が残されているように思える。以下、理由を述べる。

陸奥国名取郡□□布御贅壹籠□□ 天平元年十一月十五日

右の木簡は、奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』三（一九八〇年）に木簡番号三〇五八として掲載された木簡である。^③『延喜式』馬場基が再解説し、釈文を修正し発表したものである。^④『延喜式』宮内省式では、陸奥国が京進する諸国例貢御贅として「昆布」「嵯昆布」を規定する。前述の佐藤分類では、A 年料系の贅に相当するものである。「郡」と「布」の間の未釈読箇所には、「籠」単位で貢進される昆布の品目名記載が想定される。陸奥国貢進の平城宮・京出土の贅・調木簡としては、現在唯一のものだが、著者は見落としている。

著者の見解を前提とすると、右掲木簡の「御贅」の実体は、調雑物となる。しかし、ことは簡単ではない。

養老六年（七一八）閏四月、陸奥按察使管内諸国（陸奥・出羽・石城・石背の四ヶ国）の調庸は時限的措置として免除され、その代償として税布の制が設定され、夷祿に充当された^④。調庸免除は、鎮兵が全廃がされ、代替として軍団の増設が行われた天平一八年（七四六）頃まで続いたと考えられる。右掲木簡の年紀は、陸奥国では調制停止期間にあたるから、「御贅」の実体は、調雑物ではあり得ない。陸奥国は遠国だから、毎月異味系の贅（佐藤分類 b）、雑供戸系の贅（佐藤分類 c）にも該当しない。

では、どのように理解すべきなのか。

著者は贄取の法的根拠を、賦役令調繩條に求める。しかし、勝浦令子や今津勝紀のように、賦役令土木条や貢献物条を想定する見解もある。前者は臨時の貢進、後者は定期的貢進に関するものだが、いずれも官物(郡稱)を財源に、特産物を交易により調達・京進することを規定している。前掲の陸奥国の「御贄」木簡に関しては、交易による進上と見るしかない。

著者は、奈良時代の贄を實態に即して評価することを意図して、分析史料を平城宮・京出土木簡に限定し、それ以外の史料(藤原宮跡・京跡出土木簡、律令格式などの法制史料)を分析対象から捨象している。先行研究の相対化を意図した戦略だが、現象分析に終始したのでは通時代的全體像の把握には至らない。

前述の通り、平安期の調制・贄制に関しては、佐藤全敏が著者説を前提として、消費局面も含めて見通しを示した。しかし、律令制以前に関しては、以前不明な点が多い。例えば、大化二年(六四六)正月の改新詔第四条副文第二条には「調副物塩贄、亦随郷土所出」とある。素直に読めば、大化二年段階において、「調副物」「塩」「贄」は別個の貢納物ということになるが、著者は評価を棚上げしている。「贄」の本質は何か、そこに立ち戻って考えることが必要だろう。

「贄」の原義に関しては、第一義的には食料を示す、との有力な見解がある。「贄」も「調」も天皇(大王)への進上物を指して使われるが、「贄」の場合、消費局面、天皇(大王)の食膳への供御が強く意識されているように思える。著者は、一部の荷札木簡に見える「調贄」「御調御贄」などの表現を調と贄の同質性

を示すと評価するが、むしろ、「調以外の形で貢納される贄」の存在を含意した表現ではないか。

以上、第六章について、著者説と対置する形で、評者の見解を述べた。

最後に本著全体的方法に関して付言したい。

本書の主要部分は既発表論文で、公表が最も早いのは、第一章原論文で一九八〇年である。一九六〇〜七〇年代、日本古代史の主戦場は、社会構成史・社会経済史にあつた。特に、石母田正「日本の古代国家」(岩波書店、一九七一年)で提起された在地首長制論は、その後の研究に決定的な影響を与えた。

石母田は、律令国家の基盤となる生産関係として、租税収取を媒介とする国家对公民の生産関係、在地首長と人民との間の人格的な支配・隷属として存在する生産関係の二つを想定する。石母田は、後者を基本的・第一次的なもの、前者を第二次的なものと評価し、律令制下においても在地首長制の存続を想定する。

その後、在地首長制論の是非は、理論・実証の両面から検証された。その際、実証面の焦点となつたのが租税制である。本書の成果は、在地首長制論に批判的立場から、財政機構など官僚制と連関する部分も含め、律令国家の支配構造を追究する過程で生れたものである。伝統的制度史研究の基本に則つた考察により、精度の高い実証成果が積み重ねられたことは、前述した通りである。

しかし、律令制期に分析対象・素材が限定されたため、前後の時代との関連という点では課題が少なくない。例えば、第五章で扱われた青苗簿制、第八章で扱われた調庸専当国郡司制などは、平安中期以後の地方行政史とも連関するテーマである。実際、

本書初出論文の発表以後、著者の研究を批判的に継承した研究は、前に触れたもの以外にも少なくない。七世紀以前、一〇世紀以後に見通しを示すためにも、本書編集にあたり、異論に対して、もう少し丁寧に著者の見解を示して欲しかった。

以上、若干の疑問点・不満点も述べたが、本書が今後、律令財政史研究、荷札木簡研究を推進する上で、基礎となるものであることは間違いない。そうした可能性を示す事例として、評者が調査に関係した一点の木簡を紹介したい。

〔武蔵国施薬院蜀椒壹斗〕^⑧

最近、平安京跡左京九条三坊十町で平安初期の施薬院に關わる木簡がまとまって出土した。右掲はその中の一点で、武蔵国から施薬院に送られた「蜀椒」一斗に付けられた荷札木簡である。

「蜀椒」は朝倉山椒の異名で、天皇・中宮の元日御葉、臘月御葉などにも使用される。『延喜式』典藥寮式は、「諸国進年料雜藥」として、武蔵国が典藥寮に調進する二八種の藥物を規定し、その中に「蜀椒三斗」が見える。問題は「武蔵国施薬院蜀椒」の箇所だが、武蔵国に「施薬院」が存在した（さらに、それが物品の送付元として明記された）と考えるのは無理がある。「武蔵国が（平安京）施薬院に送った蜀椒」と解するのが妥当である。武蔵国は、京に蜀椒を送付する際、武蔵国が施薬院送付分と他官司（恐らく典藥寮）送付分を区別するため、このように記したのだらう。

日本古代の木簡研究は、平城宮・京跡出土木簡を中心に進められてきた。現段階では、平安宮・京跡出土木簡は出土点数が少ないが、平安前期に關していえば、今後も発掘調査でまとまった数

の木簡が出土する可能性は大きい。著者の研究は、財政官司の運用形態を制度史料・木簡の双方から解析した貴重なもので、こうした木簡を検討する上でも、今後、重要な意味をもつと予想される。

以上、率直な感想を述べたが、評者の能力の限界で、本書の内容の一部にしかコメントできなかった。誤解・誤読も多々あるかと思う。原稿執筆が遅れたこととあわせ、著者ならびに読者に深くお詫びする次第である。

① 東野治之「志摩国の御調と調制の成立」（『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、初出一九七八年）、樋口知志「二条大路木簡」と古代の食料貢進制度」（『木簡研究』一三、一九九一年）。

② 佐藤全敏「古代天皇の食事と贄」（『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年、初出二〇〇四年）。

③ 馬場基「陸奥国荷札の「発見」（『奈良文化財研究所紀要』二〇〇四年）。なお、本木簡の記載内容が侯野説と抵触することは、既に、拙稿「古代東北の「調役」と雑徭」（『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年）の補注で指摘している。

④ 鈴木拓也「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九六年）。

⑤ 勝浦令子「律令制下贄貢納の変遷」（『日本歴史』三三二、一九七七年）、今津勝紀「律令調制の構造とその歴史的前提」（『日本古代の税制と社会』塙書房、二〇一二年、初出一九九二年）。

⑥ 直木孝次郎「新嘗と大嘗のよみと意味」（『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年、初出一九六七年）、前掲今津注⑤。

⑦ 佐藤泰弘「青苗簿についての基礎的考察」（前掲注③『律令国家史論集』）など。なお、著者の既発表論文の内、「内藏寮と内膳司」（『長

岡京古文化論叢』Ⅱ、三星出版、一九九二年）は、第一章・第二章の財政機構論と第六章以下の荷札木簡論を接続する成果だが、本書には収録されなかった。

⑧ 小檜山一良「京都・平安京跡左京九条三坊十町・烏丸町遺跡」（『木簡研究』三七、二〇一五年）、拙稿「平安京跡左京九条三坊十町（施薬院御倉跡）出土の木簡」（『古代文化』六七―二、二〇一五年）。

（付記）本研究はJSPS科研費JP二六三七〇七七八、JP一六H〇一九四五の助成を受けたものである。

（A5判 二九〇頁 二〇一七年一月 税別六〇〇〇円）

（京都産業大学文化学部准教授）